

情報提供

那医発第 302 号
令和 7 年 9 月 8 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

副 会 長 玉井 修



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「医療施設等物価高対策支援事業の実施について（周知方依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

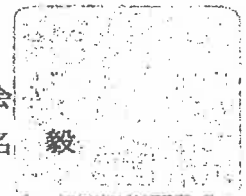
冲医発第 721 号 F

令和 7 年 8 月 27 日

各地区医師会長 殿

沖縄県医師会

会長 田名 毅



医療施設等物価高騰対策支援事業の実施について（周知方依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、沖縄県保健医療介護部長より、令和 7 年 8 月 25 日付、保医第 503 号にて、医療施設等物価高騰対策支援事業の実施に係る会員等への周知について協力依頼がございました。

沖縄県では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている病院、医科診療所等に対し、物価高騰の影響を価格転嫁できない医療施設等の事業継続を支援するために補助金を交付するとのことです。

つきましては、多くの医療施設等が補助金を受け取ることができるよう、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会管下医療機関への周知つき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

当件につきまして、ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

謹白

別添資料

- 医療施設等物価高騰対策支援事業の実施に係る会員等への周知のお願いについて（協力依頼）（保医第 503 号 令和 7 年 8 月 25 日）
- リーフレット「医療施設等物価高騰対策支援事業（R6.6～R7.3 月負担分）」のご案内

当事業に関するお問合せ先

- 沖縄県国民健康保険団体連合会 業務管理課管理係
電話番号 098-863-2063（受付時間は平日 9:00～17:00）
メールアドレス bukka@okikoku.or.jp

沖縄県医師会（金城）
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
E-mail：kinjos@okinawa.med.or.jp

保 医 第 503 号
令和7年8月 25 日

(一社)沖縄県医師会
会長 田名 毅 殿

沖縄県保健医療介護部長
糸 数 公
(公印省略)

医療施設等物価高騰対策支援事業の実施に係る会員等への周知のお願いについて
(協力依頼)

平素から沖縄県の医療行政にご協力を頂き、感謝申し上げます。

さて、県ではエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている病院、内科診療所、
歯科診療所、助産所、薬局、柔道整復施術所、あんま・はり・きゅう施術所(以下、「医療施設
等」という。)に対し、別添のとおり食材料費・燃料費等の高騰分に対する補助金を交付すること
としております。

つきましては、多くの医療施設等が補助金を受け取ることができるよう、貴会におかれましても
補助金交付申請の案内について、会員の皆様に対し、周知頂きますようお願い致します。

<別添>

リーフレット:「医療施設等物価高騰対策支援事業」のご案内

医療施設等の管理者の皆さまへ

医療施設等物価高騰対策支援事業(R6.6～R7.3月負担分)のご案内

物価高騰の影響を価格転嫁できない保険診療等を行う医療施設等の事業継続を支援するため**補助金**を支給します。

(1) 補助対象施設及び基準額

①対象経費ごとの高騰分の合計額、②基準額のいずれか低い額を支給（千円未満切り捨て）

1. 病院及び5床以上の病床を有する診療所

5～19床	33万2千円
20床～	病床数×2万3千円

2. 1以外の医療施設等

医科診療所（無床又は5床未満の病床を有する診療所）	21万7千円
歯科診療所	6万4千円
助産所	13万2千円
薬局	11万8千円
柔道整復師施術所	2万2千円
あんま、はり、きゅう施術所	7千円

※ 申請対象は令和6年4月より前に開設していて、申請日時点で事業を継続中の医療施設等に限る。

(2) 補助対象経費（消費税や既に他の補助金を受給した分は除いて計算）

食材料費※1,2、**電気代**、**重油代**、**ガス代**※3、**診察材料費**※4、その他（ガソリン、水道代など）

※ R6.6～R7.3と比較する年度をR3（R3.6～R4.3）、R4（R4.6～R5.3）、R5（R5.6～R6.3）から一つ選択し、月ごとに比較し高騰分を算出する（経費ごとに比較年度を変えない）。

※どの経費を計上するかは任意ですが申請する経費は対象期間すべての月の実績を報告下さい。

※1 食材料費の補助対象は病院及び5床以上の病床を有する診療所に限る。

※2 給食を外部委託している場合、委託費のうち食材料費の高騰分のみが対象。

※3 燃料費に関係するものに限る。保険診療の治療に使用するガスは診察材料費に計上。

※4 診察材料費は病院及び医科・歯科診療所に限る。

(3) 主な変更点

1. 申請方法が原則電子申請に変更。
2. 補助対象経費に**電気代**と**診察材料費**が追加。対象施設に**助産所**を追加
3. 比較月ごとの負担増加額の「**合計額**」のみ記入に簡素化

(4) 申請受付期間

令和7年10月31日（金）まで

※受付期間以降は申請を受理することができませんので、ご了承ください。

補助を受けるための流れ

(5) ホームページにアクセスし申請方法などを確認

○ 医療政策課の同事業ホームページに電子申請システムへのリンクなどを掲載

右のQRコード又は沖縄県トップページ

→医療・健康 →医療 →医療に関する事業

→ 令和7年度医療施設等物価高騰対策支援事業

申請の前に、同事業ホームページ掲載の申請

要領やFAQなどを確認して下さい。

**受付開始日は
HP掲載
(9月下旬予定)**



医療政策課ホームページへ

(6) 申請方法（システムでの様式記入・口座情報の提出）

① 電子申請システムで必要事項を入力

② 通帳の表紙・表紙の裏面（見開きページ）の画像データ(jpegやpng形式)を添付・提出

※可能な限りシステム提出ですが、難しい場合は下記「お問合せ先」へご連絡ください。

【お問合せ先】

沖縄県国民健康保険団体連合会 業務管理課 管理係

電話番号 098-863-2063（受付時間は平日9:00～17:00）

メールアドレス : bukka@okikoku.or.jp

○お問い合わせの前に、同事業ホームページ掲載のFAQ（よくある質問等）を確認して下さい。

(7) FAQ（抜粋）

Q 1. 前回補助金（R6.4月～5月）で受給した金額を申請額から減算する必要があるのか。

→ 前回の本補助金は対象月が異なるため、減算の必要はありません。

Q 2. 開設者と口座名義人が異なる場合、どのような手続きが必要か。

→ 開設者が口座名義人へ委任する委任状を医療政策課に送付する必要があります。

＜送付先＞ 900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県 保健医療介護部 医療政策課 物価高騰担当宛て

Q 3. 歯科や美容整形など保険診療と自由診療を行っているが、両方の経費を申請可能か。

→ 物価高騰の影響を価格転嫁が難しい保険診療が対象です。（自由診療は対象外）

Q 4. 診療材料については、保険適用した全ての診療材料の使用実績を原価（購入価格）

ベースで積み上げる必要があるのか。簡易計算する方法はないのか。

→ 全ての品目にかかる計算が困難な場合は、特定の材料を対象に計算も可とします。その場合でも対象期間のすべての月の実績を計算・記入願います。

自由診療に要した経費や他の補助金受給済み分は減算する必要がありますが、自由診療に要した経費の一件ずつの積み上げが困難な場合には、経費を按分する等合理的な計算方法による減算も可とします。